

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

資料5-3

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 都市計画室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	3名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	13名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	64名		うち府派遣	16名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>(1)まちづくりコーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等支援 ・密集市街地まちづくり活動支援 ・まちづくり初動期活動支援 ・市町村道路施設点検等支援 <p>(2)環境共生型まちづくり事業(阪南2区埋立造成・まちづくり事業)</p> <p>○収益事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場運営事業 ・河川敷の環境保全・魅力向上事業 <p>○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営</p> <p>○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営</p>					
対象役員	常務理事(タウン事業本部担当)(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員7名		年1回以上		
	課長会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○ (公財)大阪府都市整備推進センターとの統合に向けて、資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○ <u>千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>近隣センター(豊中市域3箇所、吹田市域7箇所)の引継ぎ</u> ・<u>中期経営計画に沿った資産処分(30年度までの資産処分:千里南第13駐車場跡地、桃山台第14駐車場等)</u> ・<u>千里北地区の商業施設用地等の資産処分(令和2年度以降の資産処分予定)</u> <p>○ <u>北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整</u></p> <p>○ <u>千里所管事業の責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体との対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、</u></p> <p><u>事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職責の役割を適切に果たしながら対応している。</u></p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>○ 現在、法人の統合に向け、保有資産の処分を鋭意進めている状況にある。</p> <p>直近では、千里地区において、千里南第13駐車場跡地や桃山台第14駐車場など、府と連携し、地元市等と調整しながら、資産処分を実施した。</p>						

その結果、当財団の公益目的事業比率が、47%を超え、都整Cとの統合後における公益目的事業比率が、50%を超えることが見込まれるようになってきたことから、令和2年度を目途に、法人統合が進められるよう府・両法人間で協議を進めている状況となっている。

- 千里・泉北地区の近隣センターの引継ぎについて、千里地区では、新千里東町のオープンスペースを豊中市に引き継いだり、吹田市域を含め、まだ10箇所の近隣センターの引継ぎが残されている状況にある。(竹見台、桃山台近隣センターについて、今年度中の引継ぎに向け吹田市等と協議を進めている。)

泉北地区では、基本協定に基づき、堺市との協議・調整が整ってきており、30年度までに4箇所の近隣センターの引継ぎが完了した。

また、令和2年度を目途に、残り8箇所の近隣センターの引継ぎを完了できるよう協議を進めており、今年度は4箇所の引継ぎが完了する予定である。

- りんくうタウンについては、大阪府が駅前ビルを売却したことから、これまで財団が行ってきた駅前商業施設の管理運営を泉佐野市に移管するとともに、りんくうタウン北地区におけるホテル不動産信託事業についても受益権を民間へ売却した。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人統合については、大阪府行財政改革推進プラン（案）の方針に基づき、千里地区における保有資産の処分を進めてきた結果、平成29年度の決算ベースでは統合後法人での公益目的事業比率が、50%を超える見込みとなっており、都整Cとの早期統合を目指して協議・調整を進めていく必要がある。

また、統合の取組みとあわせ、引き続き残余資産の処分や近隣センターの引継ぎを進めていく必要がある。

- これら残余資産の処分を進めるにあたっては、千里北地区センターや桃山台第14駐車場など、まちづくりに重要な拠点となる施設であり、ニュータウンのまちづくりにおいて、これまで、府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。

- 近隣センターの引継ぎについて、泉北地区については、令和2年度を目途に堺市への引継ぎを完了できるよう引き続き協議を進めていく。一方、千里地区については、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等については諸課題が多く、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要している。また、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響が出ることから、地元地権者や市と十分協議を進める必要がある。

- 公益事業である北摂霊園事業については、新規貸付者が減少し、墓所返還者も増加する中、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、安定的な運営を行っていく必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 都整Cとの早期統合に向け、府と連携しながら、両法人間で、課題のクリアに向けた協議・調整を行い、年内を目途に合併契約の締結と公益認定の変更申請が行えるよう、公益認定法上の財務3基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限）や、統合後の組織体制・人員計画を検討するなど、統合に向けた取り組みを進める。

- 財団の資産処分にあたっては、これまでの開発経過並びに、府や地元市のまちづくりの取り組みを踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、まちの活性化に繋がる資産処分を推進していく。

特に、千里北地区センターについては、再開発事業に向けた検討が始まっており、今後、地元市の活性化ビジョンを踏まえながら、地元市、府民、民間事業者等と緊密な協議、調整を行っていく。

- 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターを令和2年度中にすべて地元市に引き継げるよう関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、地元市の立場にも理解を示しつつ、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、粘り強く協議調整していく。

- 北摂霊園事業については、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、墓所募集に関する民間事業者との業務提携、北摂地域市町村や大阪市内の区の広報紙への広告掲載など積極的な広報戦略を行い、安定的な収益確保への取り組みを進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 千里地区所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整

・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域7箇所）の引継ぎ

・千里北地区商業施設用地等の資産処分の方向性の検討

- 北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整

- 事業責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体での対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職責の役割を適切に果たしながら対応している。

また、法人統合を進める中で、千里北地区センターの資産処分の検討と併せて、孫法人である千里北センター(株)のあり方を検討する必要がある、常務理事が事業責任者として重要な役割を担うものである。

○ 泉北地区の近隣センター（堺市域8箇所）の引継ぎ

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 旧タウン管理財団の業務である北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者との協議・調整、北千里駅前再開発事業や近隣センター事業などについて、安全・安心で府民の利便性向上に寄与する活力あるまちづくりを実現するため、府や地元市との調整を図るとともに、旧タウン管理財団の事業責任者として指示・意思決定を行う必要があることから、引き続き役員の配置が必要である。
- 保有資産の処分にあたっては、まちづくりに資する資産処分を行うことが必要であり、地元市のニュータウン再整備構想にも十分配慮しつつ、きめ細かな調整を行った上で処分を進める必要がある。そのためには、市の立場も熟知した行政経験者が適任である。
特に、千里北地区センターなどの地区の再整備に大きな影響を与える資産は、資産処分に係る手法や処分条件等について検討を行うとともに、地元市や関係機関(地権者・テナント等)との協議・調整が重要であり、地区周辺の活性化に資するよう資産処分を進めていく必要がある。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 公益事業の実施にあたっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要である。